

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年6月定例会)

1 開催日時 令和5年6月20日(火) 午後1時30分から午後2時51分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(欠)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(14人)

浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	上野 和人
幾世橋地区担当	木村 耕治	苅野地区担当	横山 良男
請戸地区担当	荒川 勝己	津島地区担当	石川 昭悦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	遠藤 定郎	津島地区担当	関場 健治
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	小野田 浩宗		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	3件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	4件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	2件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	2件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	4件
議案第6号	浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について	
議案第7号	農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の改正案に対する意見について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
主事	西谷地 勝成
復興庁派遣	興梶 盛一

議長                    それでは、只今より 6 月定例会を開会いたします。

                          ただいまの出席委員数は 9 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 8 番菅野委員および 9 番中野委員をお願いいたします。

                          それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局                説明いたします。

                          (議案書にて説明)

                          以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長                    つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

荒川推進委員        請戸地区の荒川です。6 月 13 日 19 時に電話にて確認を取りました。・・・さんのほうから息子さんのほうに、生前贈与というかたちでやりたいということで話があったそうです。・・・さんのほうも、震災前も田んぼも畑もやっていた人だったので譲渡されても問題は無いかと思うんですけれども。よろしくをお願いします。

議長                    事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

                          (質疑無し)

                          質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

                          (起立多数)

                          起立多数であります。よって、議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

                          つづきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会規則第 18 条の規定により、・・・委員の退出を求めます。暫時休議いたします。

                          (・・・委員退席)

                          再開いたします。

                          議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)  
以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。譲渡人・譲受人それぞれ6月16日に電話で話をすることができました。・・さんは、営農再開までは考えてはいないということで、家族とも相談し、長男は農業をしないということで、管理をお願いしていた隣の・・さんに田畑を譲りたいということで相談したところ、今回の申請ということになったということでした。・・さんもですね、震災前は田んぼもやっていたということですので、今は保全管理をしながら営農再開を検討しているということですので、今回の農地についても、取りあえずは管理をし、営農再開を検討しているということでした。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

ここで・・委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(・・委員入室)

再開いたします。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)  
以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。譲渡人には6月17日に電話で話をするこ

きました。・・・さんのほうはですね、今、山梨県のほうに居を構えているということで、浪江のほうには戻る予定もなく、宅地も含め農地も処分売買を考えていたそうです。今回の申請地、譲受人の・・・さんにそんな話をしたところ、・・・さんのほうから、私のほうで利用しましょうかということで今回の申請に至ったということでした。譲受人の・・・さんは6月16日電話で話をすることができました。・・・さんは現在郡山で農業再開しているということで、将来的には浪江に戻る予定をしているということでした。所有農地については、現在復興組合に依頼しているということでしたが、今回取得する農地についても自身で管理するということでした。周辺には農地は無いということなので迷惑は掛からないでしょうということでした。以上よろしくお祈いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、賃借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

以上です。よろしくお祈いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上野推進委員

立野地区担当の上野です。・・・さん、・・・さん共に6月13日に聞き取りをしました。双方とも問題がないということで審議の程よろしくお祈いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、賃借権設定 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

ここで・・・委員が入場されますので、暫時休議いたします。

(・・・委員入室)

再開いたします。

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員

幾世橋地区担当の木村です。6月15日に双方に確認をいたしました。・・・さんのほうですが、・・・さんは農業のほうはもうやるつもりはないということです。一方・・・さんのほうですけど、場所はですね、・・・さんが今ハウスを建てている直ぐ近くになります。何を栽培するかというとトルコギキョウですね。主にこちらのほうを栽培するというので、・・・さんの所で研修をいたしまして奥さんと二人でやっていくということになりました。農業機械のほうもトラクターと管理機も揃っておりまして、必要に応じてこれから整えていくということでありまして、比較的問題ないと思いますけど、審議のほうよろしくをお願いします。以上です。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 2 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、賃借権設定 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員 幾世橋地区担当の木村です。こちらのほうも 6 月 15 日確認をいたしました。・・・さんですが、現在農業機械もなく今後購入してまでの農業をやるつもりもないということで、土地を有効活用して貰いたいということでありまして、譲受人の・・・さんのほうは、先ほど説明したとおり既に問題ないと思しますので審議の程よろしくをお願いします。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第 2 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員 幾世橋地区担当の木村です。こちら 6 月 15 日に連絡をいたしました。・・・さんのほうですが、現在千葉に住んでおりまして、高齢のため農業をやることは出来ないのと、まして後継者もないために土地を有効活用して頂きたいということでした。・・・さんにつきましては、先ほどご説明したとおりで問題ないと思しますのでご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起

立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号4番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、営農型太陽光発電による営農と、設備設置による事案のため、議案第3号1番及び議案第4号1番並びに議案第5号3番について関連がありますので一括審議として宜しいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。それでは議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番及び議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番並びに議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する審議の件、使用貸借権設定3番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

藤田推進委員

加倉地区担当の藤田と申します。設定人である・・・さん、それから貸借権設定人の株式会社・・・については、株式会社・・・の営業部の・・・さん、地上権の被設定人の・・・株式会社には代表の・・・さんにそれぞれ6月13日に電話で確認を致しました。・・・さんは現在川添に居住し当該地を管理しているということでした。太陽光については約三年前に・・・から話があって、今年に入って話が進んで今回の申請に至ったということです。・・・からは、営農型太陽光として現在南相馬市を中心に20か所程度行っているということで、管理等について小高営業所の方が、年4回から5回除草等の管理を行うということでした。申請地についても同様の管理をしていくということでお話がありました。・・・については太陽光設置にあたりまして責任をもって設置し、管理については・・・に委託して適正に管理をしていきたいということで話が有りました。特段問題は無いと思いますがご審議よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員

ただ今、藤田推進委員からの説明のとおりです。現地調査は、会長、私、紺野委員そして事務局で立ち合いました。何も問題は無いと思いますがよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 はい。9番

中野委員 はい。9番中野です。加倉地区も多面的交付金事業をやっていると思います。その中で、営農型の場合は、多面的交付金事業の対象になってますが、減額に該当するかどうか。業者さんのほうに問い合わせをすれば業者が持ちますよと、違約金等についてはですね。ただ、多面的交付金事業をやっている場合今後のこともあるわけですね。地域活動として、その為にはガイドラインにある意味、そこら辺を設けて欲しいですね。今後、国でこの事業がある限り、やはり業者なり受益者が負担するよとでなければ地域の活動が成り立たなくなってしまうのではないかと、このように考えます。

議長 はい。事務局。

事務局 多面的機能支払交付金に関しましては別途確認を致しますが、今回の目倉沢については、農業振興地域外ですので、多面的交付金の対象外のエリアにはなっております。取扱いについては別途確認をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい。小野田推進委員。

小野田推進委員 大堀推進委員の小野田です。何点かあるんですが、私花木を栽培してるので、すごく不思議に思っているのが、なんでも土地に植えれば収穫できるとか、収量がアップするなんて考えられないんですよ。土壌検査なんかしてんのかな。土壌診断をした中で、肥料設計をして施肥設計するんですが、何も書いてないんですよ。先ず1点。あともう一つ。防虫殺菌やってるってなってますが、これ機械入ってないんですよ。これだけの面積やってれば、大型機械入らなければ殺菌剤どのように撒いてんのかなと不思議に思う。もう一つ。水管理の中で、植え付けから三か月間は毎日水をやるってなってるんですけど、ここは水道とかはあるんですか。水道があってその水道から水をやっているのか。どういうかたちで水をやっているのかなって不思議に思ったので。この三点。大雑把にいうと。もっと細かいことをいうと、もっと突っ込んだ部分があるんですけども。なんで最終的にこれを収穫して出荷するとなってますが、本当にそれが出来るのかなと疑問です。そんな甘くはないですよ。ものを作るということは。と思ってどんなふうにも施肥設計とか土壌診断をした



うえで収穫をするといってるのかその説明を聞きたい。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。土壌分析の件につきましては、・・・の営農担当職員が実施しているということです。全案件で植栽を行う前に実施をしていると。主に pH と酸度。土性土質地下水など簡易な測定を行っているということです。施肥設計につきましては、各案件ごとに、植栽前の土壌分析測定との調査の結果により行っている。土壌分析の結果を基に、赤玉土等の比率施肥量を変えている。なお土壌の地下水と土性土質等により、直植えでの良好な生育が難しいと予想される場合には、ポットに植えて栽培を行い、根付くまでポットで管理をするというようなことの説明を受けました。また水管理については、タンクで水を運んできて散水するという確認を取っております。防虫殺菌のやり方につきましては、すみませんが確認をしておりますので、また改めて確認を取りたいと思います。

小野田推進委員 もしそのように細かく分析しているのであれば、申請書に載せるべきじゃないのかな。土地によって多分違うと思うんですよ。専門家からいわせると。これどうなっているのと質問されますよ。そういうことを今事務局のほうで説明したとすれば、そのやっている方に、こんなに細かく載せているのであれば、土壌分析もこのようにやって、施肥設計をして年に何回かこういうものをやっているとしたら完璧ですよ。この状態だと本当にそうなのと言われちゃうのかな。どうでしょうかね。私やってますから。素朴な質問でした。事務局が悪いわけではないですよ。相手方にきちんとそれだけやっているのであれば、そういうのを載せてもらったほうが皆さん納得いくんじゃないでしょうかという話です。

議長 はい。事務局。  
再開いたします。  
事務局から、ただ今の質疑に対して説明をお願いします。

事務局 はい。事業者ごとに営農計画のほうを、事前に県の普及部のほうに確認をさせていただいております。こちら県からの回答で営農計画書のほうは問題のない収量見込みですとか妥当な計画になっているという回答を得て手続きを進めているんですが、そちらを、今後資料上わかるように記載するような方向で検討させていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

小野田推進委員 9 番委員も言っていましたけど、太陽光を立てるために下に物を作ればいいと

いう、そういう考え方で太陽光を広めて頂いているのでは広められるのかなという感もあるし。耕作放棄地がどんどん多くなって行く中で、太陽光で管理をしていただくというのは一つの方法だとは思いますが、やはり、我々とすれば適正にそれがやれているのかどうか。そういう部分を確認する意味では、事務局に話しましたが、細かい部分は求めてもいいのかなと思っただけの話でした。だから、太陽光の下に柵を作って大丈夫なのかという話ではなくて、それは良いんだけどそれが本当にそれを作ってくれるのかどうかという疑問と、農業者としてはそういう思いがあったので。すみません。余計な話でしたが。事務局の確認でいいと思います。

議長

事務局。そのように今後進めて、県との事務処理をお願いします。

そのほかにご質問ありませんか。ないようですので質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。始めに議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第5号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、営農型発電による営農と設備の事案のため、議案第3号2番及び議案第4号2番並びに議案第5号4番について関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、議案第3号農地法第3条の規定により許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定2番及び議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定2番並びに議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定4番について一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。  
(議案書にて説明)  
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当の横山です。6月13日19時頃、〇〇さんに電話を入れました。〇〇さんは、〇〇から太陽光発電をやってみませんかと言われお願いしました。〇〇さんは、立野の〇〇さんの娘さんであり、畑を相続しているそうです。現在は二本松市に避難中です。また、〇〇の〇〇さんにも13日11時30分頃電話を入れましたが不在でしたので、当方に14時30分頃電話があり、〇〇さんからの紹介で太陽光発電事業を出資することになりました。また、ヒサカキを実施する〇〇の〇〇さんにも電話を入れましたが、不在でしたが、事務員がヒサカキの件は〇〇さんに一任してありますからという返答でした。〇〇さんの話によりますと、南相馬市小高区福岡に、会社があるので心配しないでくださいとのこと。なお、この132ページを開いてください。この中で、承諾書の件で、〇〇さんと〇〇さんは30年ぐらい前に亡くなっています。その件どうするのかよろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 はい。10番紺野です。6月15日現地調査に向かいました。渡邊次長、半杭係長、西谷地さん、私達と佐々木会長と同行いたしました。当日雨の中、現地を確認しましたが、若干立ち木が生い茂っている状態の畑でした。ここに書いてある通り、物が育てられていたような雰囲気もない所の畑でしたというところを確認いたしました。若干、土地が西から東のほうに傾斜がありまして、これどうしますかと言ったら、ある程度ならして、あとは太陽光パネル設置の際に支柱の長さで調整するという説明でした。また、5-91ページに書いてある通り水路が一本入っているんです。水路と畑の間を土手プラス農道になってます、このピンクの部分はどうしますか「管理してもらえますか」と言ったら「管理しますよ」というかたちで承諾を頂きました。このところは、あまりにも荒れ果てているような状況なので、少し開発するにはどうかと思う、うちとしては了解して帰ってまいりました。以上です。ご審議ください。

議長 ここで、質疑の前にですね、事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。地元推進委員の説明に対して事務局より説明したいと

思います。

事務局

既に死亡されている方にですね、事業者のほうで調整状況、事業の説明を近隣の所有者と連絡を取るよというところで、ガイドラインのほうで求めていますので、そちらを事業者が実施したところ、登記簿上の所有者を探索して郵送なりで連絡を取ろうとしたところなんですが、相続がされていないので、事業者としては死亡した方に対する連絡で止まったところなんです。事務局としてはそれ以上の探索は難しいのかなと考えております。またですね、郵送など避難先が分からないなどの手続き、郵送したけれど反応がなかったと、郵送したけれど返送されてきたと事業者からは聞くんですけども、避難先が分からないのでというところなんですが、避難先に関しては住民課のほうで、問い合わせがあれば相手方の了承を得てお知らせするというやり方で対応をしているのですが、事業者にどこまでやっていただくかというところも検討も必要かなとも考えております。よろしくお願いたします。

議長

今、事務局で説明がありました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい。

小野田推進委員

大堀推進委員の小野田です。先ほどと全く同じ質問です。・・さんの場合は、先ほどの会社とは違って、2班に分かれてこんなかたちでやってると具体的な話が出ていますんですけど、・・さんの場合は工程表だけで、誰がどんなふうな作業をするのかわからないんですね。多分、前の企業が柵を作るというかたは、規模を大きくやられて、先ほどの質問でも細かく聞き取りをしたところに具体的に答えて頂いたと思うんですが、・・さんの場合どうなんでしょうか。同じようなかたちなんですか。土壌診断とか施肥設計とか水やりの部分とか、全く同じような部分について回答は全く同じですか。

議長

はい、事務局

事務局

今回の案件に付きまして、先ほどの議案 5-3 と今回の 5-4 に関しましては、どちらも、・・の兄弟会社である・・という会社がヒサカキを栽培する計画になっておりまして、事業者は一緒の案件です。管理の仕方についても同じように行う計画です。よろしくお願いたします。

議長

はい。そのほかにご質疑ございませんか。はい。9 番

中野委員

9 番中野です。先ほども言った地図見てください。水路がありますね。この水路は旧小高へ出てまいりまして、今、多面的事業で立野地区が管理しており

ます。そういう関わり合いをどのように改めたらいいのか。後々、先ほどもいったように事業者が返還金分は、過去の分は払うようになったけれども、今後該当した場合、地域として農振除外地まで管理しない地域もあります。そういう管理まで多面的交付金を使って仕事はしているわけですから、そこら辺の兼ね合いをどのように判断したらよいか自分自身も非常に困っております。そういう意味合いで、やはり農地が、田んぼ畑について交付金 coming しているわけですから、そこらへんで面積が減るという事はそういう損が出てくると、そういうことを念頭に置いてほしいなと思います。

議長 事務局よろしいでしょうか。

事務局長 今回の、9番委員のご質問に対してなんですけれども、まずは、多面的機能の対象地が減るといふ。減らないよね。そこも整理をしてですね、あとは営農者としてどのように関わったかとの話にもなってくるんだと思いますけれども、今回の課題として、多面的担当とも相談して確認したいと思います。

議長 そのほかにご質問ありませんか。質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。始めに 議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第5号4番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。設定人 被設定人とも6月16日電話で話をすることができました。・・・さんですが、・・・さんと・・・さんが親子関係でして、・・・さんのほうから母親である・・・さんから建築したいということで協力するかたちになりましたということでした。・・・さんからはですね、もともと不動産業をしていたということもあって、浪江町で住宅不足という事を聞いているので、そういったことの対処や、事業の拡大をしたいということもあって今回の申請に至ったということでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

紺野委員 はい。10番です。6月15日、農業委員会の方々、半杭係長、西谷地さん、佐々木会長と山本委員と現地を確認いたしました。先ほどの・・・さんと同じです。今ご覧いただいている地図の5-11をご覧いただくと、雨水の場合は、西側に側溝を作って、そのまま西側に道路がありましてU字溝に流すという予定をたてているそうです。ギリギリ最小限の土地の地目変更というかたちで進めたいとお聞きいたしました。ご審議頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。  
(議案書にて説明)  
説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。電話にて、6月13日に・・・さんと被設定人の・・・さ

んに確認いたしました。・・・さんのほうは、・・・さん、・・・さんの義理の弟にあたる  
そうです。・・・さんにお任せしていましたが、息子の・・・さんの農地  
についても了承していますということです。・・・さんのほうは、資料のとおり顛末  
書の内容そのとおりですということです。現状は、農地を復元致しまして、碎石  
需要が今後も多いため、山本農業委員のご指導を頂き今回の申請に至ったという  
ことでした。以上です。

議長

ただいま、地元推進委員を現地調査委員と言いましたので、これは間違いでござい  
ました。説明は地元推進委員の説明を頂きました。

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

はい。3番

山本委員

今月の15日に、会長、わたくし、紺野委員、事務局のほうで現地の確認を行いま  
した。内容は、先ほど桑原推進委員からあったとおりで、・・・さんの弟さんが、  
以前違法的に碎石を置いていたのが指摘になって、それで、正式に置きたいとい  
うことで農業委員会に足を運ばせてもらって、今からやるんだということで、こ  
のようなかたちを取らせていただきました。今のところ問題ないかと思えますの  
でよろしくをお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑  
に入ります。質疑ございませんか。

はい。

小野田推進委員

この隣が・・・の家でして、いろいろなことがありましたけれども、先ほどの桑  
原委員からありましたけれども、今回、3番委員のご尽力でここまでこれたのか  
と、ちょっと気になっていたところだったので、良かったなと思っております。  
それからもう一つ、どちらかという我々は、農地のほうにばかり管理をしてく  
ださいとお声を掛けますけれども、たまたま境界の部分。土地の宅地の部分が境  
界になっているので、その部分の境界がちょっと気にはなっていたんですけど、  
これも3番委員のご尽力できちっと整備して頂いて有難いなと思っております。  
隣の者にとってみれば、これからも、私のことだけじゃなくて、資材置き場等は、  
農地だけでなく周りの部分も管理して頂くということが非常に大切になってくる  
のかなというふうに、ちょっと思っておりますので、本当によかったなと思っ  
ております。

議長

そのほかにご質問ありますか。

(質疑無し)

質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案件に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第5号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第6号 浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第6号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第7号 農業経営基盤強化に関する基本的な構想の改正案に対する意見について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。

(議案書にて説明)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

事務局の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第7号に原案のとおり承認を与えます。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので、本日の定例会を終了します。



令和 5 年 6 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 51 分